



2021年12月14日

各位

上場会社名	カーディナル株式会社
代表者	代表取締役社長 山田 弘直
(コード番号	7855)
問合せ先責任者	取締役財務部長 宮家 正行
(TEL	06-6934-4141)

株式併合、定款の一部変更及び資本金の額の減少に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2021年11月10日付当社プレスリリース「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更、並びに資本金の額の減少に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「2021年11月10日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、定款の一部変更及び資本金の額の減少に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2021年12月14日から2022年1月12日までの間、整理銘柄に指定された後、2022年1月13日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

2021年11月10日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、当社株式について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

- ① 併合する株式の種類
普通株式
- ② 併合比率
当社株式について、25,000株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数
2,035,485株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数
2,035,556株

(注) 当社は、2021年11月10日付の取締役会決議により、2022年1月16日付で自己株式107,444株（2021年9月30日時点で所有する自己株式の全部に相当）を消却することを決定しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
71株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
284株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株主の皆様（但し、山田マーケティング株式会社（以下「公開買付者」といいます。）並びに当社の株主である、山田弘直氏、山田弘直氏の配偶者である山田美紀氏、山田弘直氏の義理の父で当社の創業者である元屋地文明氏、元屋地文明氏の三女である加藤亜弥氏、加藤亜弥氏の配偶者で当社の取締役である加藤玄也氏、元屋地文明氏の次女である松永里佳氏、元屋地文明氏の孫であり、同氏の養子となった元屋地駿氏、加藤亜弥氏の長女である加藤瑠菜氏、加藤亜弥氏の次女である加藤紗羅氏、松永里佳氏の次男である松永竜馬氏及び松永里佳氏の長女である村山裕香氏（以下総称して、「本不応募合意株主」といいます。）を除きます。）の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じです。）第235条第2項の準用する会社法第234条第2項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2022年1月16日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が2021年8月6日から2021年10月19日までを公開買付期間として行った当社株式に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である955円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

- ① 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は284株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は71株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- ③ 本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者及び本不応募合意株主のみとなり、また本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は公開買付者及び本不応募合意株主のみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第10条（基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

当該定款の一部変更の内容については、2021年11月10日付当社プレスリリースをご参照ください。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2022年1月17日に効力が発生する予定です。

3. 第3号議案（資本金の額の減少の件）

当社株式が上場廃止となることを前提に機関設計を簡素化するとともに、当社の業容及び損益状態の現状を踏まえ、適切な税制の適用を通じて財務内容の健全性を維持し、また、今後の資本政策の機動性及び弾力性を図ることを目的として、当社の資本金の額323,200,000円を313,200,000円減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を10,000,000円といたします。

なお、当該資本金の額の減少は、2022年1月16日に効力が発生するものとします。

4. 株式併合の日程

①	臨時株主総会開催日	2021年12月14日
②	整理銘柄指定日	2021年12月14日（予定）
③	当社株式の最終売買日	2022年1月12日（予定）
④	当社株式の上場廃止日	2022年1月13日（予定）
⑤	株式併合の効力発生日	2022年1月17日（予定）

以上